破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第１１０７号
広島市中区舟入川口町12番３号
債務者　柿元建設株式会社
代表者代表取締役　柿元　健二
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　崇文
4　破産債権の届出期間　平成21年８月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月29日午後４時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８６７号
神戸市西区北別府４丁目15番地の10
債務者　神戸樹脂工業株式会社
代表者代表取締役　落　孝太郎
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上谷　佳宏
4　破産債権の届出期間　平成21年８月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月26日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第３７９号
愛知県西尾市戸ケ崎３丁目15番地60
債務者　高田　宗則
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　智
4　破産債権の届出期間　平成21年９月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成21年10月19日午後２時45分
6　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第８７８号
神戸市須磨区西落合４丁目１番223―102号
債務者　小松　正己
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　玲子
4　破産債権の届出期間　平成21年８月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月16日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１４号
広島県江田島市江田島町津久茂１丁目７番22号
債務者　山根　　斉
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西岡　哲也
4　破産債権の届出期間　平成21年８月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月30日午後４時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第６７号
長野県飯田市長姫町４番地
債務者　杉本セツ子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後田　寿久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月３日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第４９９３号
大阪府箕面市萱野１丁目15番43号
債務者　山中　悦生
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成田由岐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月10日午後２時
5　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２８５号
北海道旭川市９条通15丁目24番地の130
債務者　佐々木勝彦
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　孝幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年９月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２４９号
北海道旭川市永山町８丁目131番地
債務者　前崎　正子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八重樫和裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年９月10日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１２５号
岐阜県不破郡垂井町綾戸1077番地の１　ベルメゾンヒロセ101号
債務者　原口　泰明
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第１０５号
山形市小荷駄町３番５号
債務者　仙道シゲ子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１０８号
山形県東根市神町北１丁目５番24―126号　ベルゾーネ神町
債務者　森　　靖彦
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１７５号
山形市大字下反田221番地
債務者　渡辺　浩幸
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１７６号
山形市香澄町３丁目３番24―603号　山形セントラルコーポ
債務者　西山　　博
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
山形地方裁判所民事部